

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日の出町の人口は、昭和55年には、約13,800人であり、以降平成7年まで増加を続けたのち、一時的に減少し、平成17年以降再び増加に転じ、平成25年には17,000人に達し昭和55年に比べて約3,200人増加しておりその後はほぼ横ばい状態を続けている。

年齢別人口について見ると年少人口は、昭和60年から平成17年にかけては急激に減少しているが、その後平成27年にかけて再び増加している。生産年齢人口は、平成7年までは増加し続けたがその後減少に転じている。

一方で老年人口は上昇を続けており、日の出町においても高齢化や、生産年齢の減少が進んでいる状態である。

日の出町の産業については、約39ヘクタールの三吉野工業団地が開発され、周辺道路の整備等も進み、大手企業の工場の進出など町の産業構造に大きな変化をもたらした。また工業団地に隣接する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）日の出インターが開通したことにより、近隣都市に限らず、遠方とのアクセスも容易になり、物流、産業の拠点となっている。

平成26年の経済センサスによれば、日の出町の全事業所数は754事業所であり、従業者数は9,674人となっている。業種別の主なものは、卸売業・小売業が26.5%、製造業が13.7%、建設業が12.5%となっており、比較的小規模の事業所が多くを占めている状態である。

従業員者数で見ると、卸売業・小売業が18.4%、製造業が18.3%とほぼ同率となっており、事業所数に比べ製造業従事者の割合が大きくなっている。町の中小企業支援策としては、中小企業振興資金融資制度に伴う利子補給を行っているが、今後の更なる競争力の強化や産業の振興に向けて生産性向上を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。

そのための目標として、2年間の合計件数で2件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

日の出町の産業は、卸売業・小売業、製造業、建設業など多岐にわたり多様な産業の、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、発電電力の大半を自らの生産・販売等の事業活動に供するために消費する設備とし、それ以外の目的で設置される設備については対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

日の出町は様々な産業が山間部から、平地部まで広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

日の出町の産業は、卸売業・小売業、製造業、建設業など多岐にわたり、様々な業種が町の経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。